

第76期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階
「オパール17」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

会社法改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従来どおりの書面をお送りしております。

書面またはインターネットによる議決権行使期限は
2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までです。

Q'd 株式会社 東京エネシス

証券コード：1945

(証券コード 1945)
2023年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株式会社 東京エネシス
代表取締役社長 眞島俊昭

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイト「第76期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.qtes.co.jp/ir/>



東京証券取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄検索で当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1945/teiji/>



なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

次頁以降の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

次頁以降の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

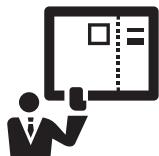
敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項
 1. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.qtes.co.jp/ir/>）においてお知らせいたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
秘密のパスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

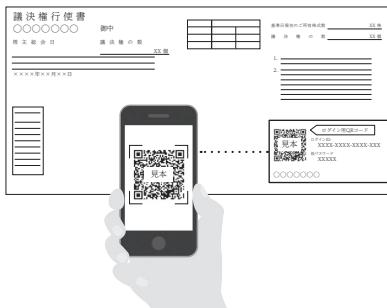
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

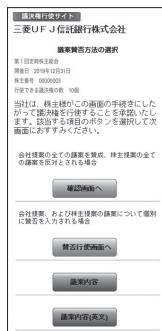
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

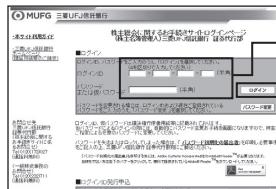
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



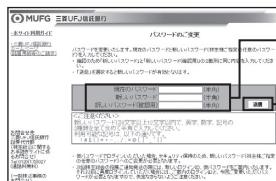
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案して配当を実施することとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針及び株主さまへの利益還元を重視する観点から1株につき15円の普通配当に特別配当5円を加え、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき40円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額685,050,340円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工 2. 情報通信設備の設計ならびに施工 3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工 4. 土木建築工事の設計ならびに施工 5. 前各号に関連する設備の運転および保守管理 6. 機械器具、材料および燃料の製造、販売および賃貸 7. 電気供給事業 <p style="text-align: center;"><新設></p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 労働者派遣事業 9. 不動産の売買および賃貸ならびに管理 10. 他事業に対する投資または会社設立の発起人となること 11. 前各号に関連する一切の事業 	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工 2. 情報通信設備の設計ならびに施工 3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工 4. 土木建築工事の設計ならびに施工 5. 前各号に関連する設備の運転および保守管理 6. 機械器具、材料および燃料の製造、販売および賃貸 7. 電気供給事業 8. <u>倉庫業</u> 9. 労働者派遣事業 10. <u>不動産の売買および賃貸ならびに管理</u> 11. <u>他事業に対する投資または会社設立の発起人となること</u> 12. <u>前各号に関連する一切の事業</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ま じま とし あき 眞島 俊昭	代表取締役社長社長執行役員
2	再任 ほりかわそういちろう 堀川 総一郎	取締役常務執行役員 エネルギー・産業本部長
3	再任 うん の しん すけ 海野 伸介	取締役常務執行役員
4	再任 た なか ひとし 田中 等	社外 取締役 独立
5	再任 にし やま しげる 西山 茂	社外 取締役 独立
6	再任 は せ がわその え 長谷川園恵	社外 取締役 独立
7	新任 い どう なお や 伊藤 直哉	社外 — 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	再任 ま じま とし あき 眞 島 俊 昭 (1963年10月20日生)	1988年 4月 東京電力(株)入社 2011年 7月 同社千葉支店成田支社長 2014年 7月 同社本店技術統括部 (技術イノベーション担当) 2016年 7月 同社経営企画ユニットグループ事業管理室 (技術・業務革新推進担当) 2017年 6月 東京電力フュエル&パワー(株)常務取締役 2019年 4月 東京電力ホールディングス(株)参与 2019年 6月 当社取締役副社長執行役員新事業開発担当 2020年10月 当社取締役副社長執行役員経営企画本部長 2021年 6月 当社代表取締役副社長執行役員経営企画本部長 2022年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)	15,100株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>眞島俊昭氏は、2022年6月に代表取締役社長社長執行役員に就任して以来、強いリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に向けた各種施策を実行してまいりました。特に、新事業領域の拡大に向けた取組みを加速させており、当社グループの更なる成長・発展を牽引するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
2	再任 ほり かわ そう いち ろう 堀 川 総 一 郎 (1963年12月16日生)	1989年 1月 当社入社 2017年 2月 当社執行役員エネルギー・産業本部再生可能エネルギープロジェクト部長兼国際部長 2018年 6月 当社上席執行役員エネルギー・産業本部副本部長 (建設担当) 兼第一プロジェクト部長兼国際部長兼営業本部副本部長 2019年 6月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部副本部長 (建設担当) 兼国際部長兼営業本部副本部長 2020年 4月 Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.取締役社長 2020年10月 当社取締役常務執行役員電力本部長代理兼電力営業部長兼海外事業部長 2021年 6月 当社取締役常務執行役員電力本部長代理兼電力営業部長 2022年 6月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部長 (現任)	12,000株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>堀川総一郎氏は、再生可能エネルギー・火力発電設備の建設工事及び海外の工事に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> うん の しん すけ 海 野 伸 介 (1960年2月11日生)	1985年4月 東京電力(株)入社 2012年7月 同社神奈川支店相模原支社長 2014年6月 同社秘書部長 2017年6月 東京パワーテクノロジー(株)監査役 2018年6月 当社上席執行役員人事・組織改革担当 2019年6月 当社常務執行役員人事・組織改革担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	7,600株
(取締役候補者とした理由) 海野伸介氏は、長年にわたり総務・経理業務に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div> た なか ひとし 田 中 等 (1950年7月28日生)	1976年4月 弁護士登録 1976年4月 成富総合法律事務所(現丸の内南法律事務所) 入所 2003年10月 同所代表(現任) 2014年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(丸の内南法律事務所) (株)SUMCO社外取締役(監査等委員)	3,300株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 田中等氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役として経験が豊富であることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">にし やま しげる 西 山 茂 (1961年10月27日生)</p>	<p>1984年 4月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1987年 3月 公認会計士（日本）登録</p> <p>2002年 4月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）助教授</p> <p>2006年 4月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授（現任）</p> <p>2021年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授 (株)マクロミル社外取締役（監査委員、報酬委員） 丸紅(株)社外監査役 日本ハム(株)社外監査役</p>	1,900株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>西山茂氏は、大学院（ビジネススクール）教授及び公認会計士としての高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">は せ がわ その え 長 谷 川 園 恵 (1967年 7月11日生)</p>	<p>1995年10月 篠原会計事務所入所</p> <p>1996年10月 (株)三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）入社</p> <p>1997年10月 中央監査法人入所</p> <p>2000年 7月 公認会計士（日本）登録</p> <p>2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2009年11月 はせがわ公認会計士・税理士事務所代表（現任）</p> <p>2010年 9月 税理士登録</p> <p>2022年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>公認会計士・税理士（はせがわ公認会計士・税理士事務所） ユニプレス(株)社外取締役（監査等委員）</p>	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>長谷川園恵氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての高度な専門知識を有していることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p>伊藤直哉 (1961年10月15日生)</p>	<p>1984年4月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保険(株)) 入社</p> <p>2008年7月 同社人事企画部部長兼人事・採用グループリーダー兼出向 (東京海上ホールディングス(株)) 参与</p> <p>2013年7月 同社理事公務第二部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員</p> <p>2016年4月 同社常務執行役員</p> <p>2020年4月 同社専務取締役</p> <p>2022年4月 同社専務執行役員</p> <p>2023年4月 東京海上ビジネスサポート(株)取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京海上ビジネスサポート(株)取締役社長</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>伊藤直哉氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から、業務執行に対する監督の役割を果たすものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 社外取締役候補者 伊藤直哉氏は、2023年3月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。なお、2023年3月期の同社との取引額は、連結売上高の1%未満であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中等、西山茂、長谷川園恵及び伊藤直哉の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中等、西山茂及び長谷川園恵の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、伊藤直哉氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は田中等、西山茂及び長谷川園恵の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。本議案において、3氏の選任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、伊藤直哉氏の選任が承認された場合も、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております (法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 いながき よしあき 稲垣 宜昭	社外 独立 社外取締役（常勤監査等委員）
2	再任 にのみや てるおき 二宮 照興	社外 独立 社外取締役（監査等委員）
3	再任 もり ひでふみ 森 秀文	社外 独立 社外取締役（監査等委員）
4	新任 さとう まこと 佐藤 誠	執行役員監査・内部統制部長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 再任 社外 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 5px;"> 独立 </div> <p style="text-align: center;">いな がき よし あき 稲 垣 宜 昭 (1958年3月17日生)</p>	<p>1982年4月 東京電力(株)入社 2004年7月 同社埼玉支店総務部長 2007年6月 同社栃木支店宇都宮支社長 2012年6月 同社監査委員会業務室長 2014年2月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構)執行役員 2017年6月 東電用地(株)監査役 2020年6月 当社常勤社外監査役 2021年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)</p>	1,600株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>稲垣宜昭氏は、電力会社等での長年にわたる総務・監査業務の実績があることから、公正かつ客観的な立場から意見を述べ、監査等委員である社外取締役として業務執行に対する監査・監督の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。</p>		
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 再任 社外 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 5px;"> 独立 </div> <p style="text-align: center;">にの みや てる おき 二 宮 照 興 (1960年6月3日生)</p>	<p>1989年4月 弁護士登録 1992年4月 丸市法律事務所(現丸市綜合法律事務所)開設 (現任) 2019年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士(丸市綜合法律事務所)</p>	0株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>二宮照興氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、中立かつ客観的な立場で監査等委員である取締役として業務執行に対する監査・監督の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。</p>		

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p>もり ひで ふみ 森 秀 文 (1953年1月18日生)</p>	<p>1971年4月 東京国税局採用 2001年7月 同局茂原税務署長 2009年7月 国税庁課税部法人課税課長 2011年7月 高松国税局長 2013年8月 森秀文税理士事務所代表(現任) 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 税理士(森秀文税理士事務所) 中野冷機(株)社外監査役</p>	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>森秀文氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外監査役としての経験が豊富であることから、中立かつ客観的な立場で監査等委員である取締役として業務執行に対する監査・監督の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。また、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。</p>			
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> </div> <p>さ とう まこと 佐 藤 誠 (1965年2月17日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2018年6月 当社業務管理部長 2020年10月 当社監査・内部統制部部长(内部統制担当) 2021年6月 当社執行役員監査・内部統制部長(現任)</p>	3,000株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>佐藤誠氏は、当社の監査・内部統制部長として内部統制に関する豊富な経験及び知見を有しており、公正かつ客観的な立場から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である社外取締役候補者 稲垣宜昭氏は、2014年2月まで当社の特定関係事業者である東京電力ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。当社と同社との間には工事請負等の取引関係があります。
3. 稲垣宜昭、二宮照興及び森秀文の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 稲垣宜昭、二宮照興及び森秀文の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案において、3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

5. 当社は稲垣宜昭、二宮照興及び森秀文の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。3氏の選任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております（法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が承認されたのちの役員構成

氏名	役職	スキル					
		企業経営	財務・会計	工事技術 安全品質	営業 マーケティング	リスク マネジメント 法務	サステナ ビリティ
眞島 俊昭	代表取締役社長 社長執行役員	○		○	○	○	○
堀川 総一郎	取締役 常務執行役員	○		○	○		○
海野 伸介	取締役 常務執行役員	○	○			○	○
田中 等	社外取締役					○	○
西山 茂	社外取締役		○				○
長谷川 園恵	社外取締役		○				○
伊藤 直哉	社外取締役	○				○	○
稲垣 宜昭	社外取締役 常勤監査等委員		○			○	
佐藤 誠	取締役 常勤監査等委員					○	
二宮 照興	社外取締役 監査等委員					○	○
森 秀文	社外取締役 監査等委員		○				○

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の決定に基づき付議しております。監査等委員会が仰星監査法人を会計監査人の候補とした理由は、現会計監査人の監査継続年数に鑑み、仰星監査法人を起用することにより新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制等について検討を行った結果、適任であると判断したものです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名 称	仰星監査法人	
事務所所在地	主たる事務所	東京都千代田区四番町6 東急番町ビル11階
	その他の事務所	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング12階 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー12階 石川県金沢市南町5番20号 中屋三井ビルディング6階
海外提携先	Nexia International (ネクシア・インターナショナル) に加盟	
概 要	資本金	182百万円
	構成人員 社員 (公認会計士)	55名
	(うち代表社員)	10名
	職員 (公認会計士)	200名
	(公認会計士試験合格者)	87名
	(その他)	52名
	合 計	394名
沿 革	1990年9月	北斗監査法人設立
	1999年10月	東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称変更
	2006年10月	監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称変更
	2011年7月	明澄監査法人と合併し、北陸事務所を開設
	2014年7月	明和監査法人と合併
		現在に至る

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。昨今、社外取締役の責務や期待される役割が増大していること等を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額（年額3億30百万円以内）は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを年額60百万円以内と改めさせていただきますと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告28～29頁に記載のとおりであります。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は、ウィズコロナの下で感染症対策と社会経済活動の両立が進み、緩やかな持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢による資源高と円安による物価上昇、世界的な金融引締めが継続され、依然として先行き不透明な状況でありました。

当社グループを取り巻く経営環境は、燃料価格高騰により経営状況の厳しさを増す電力業界の設備投資抑制が継続する一方、世界的な脱炭素社会に向けた潮流の中で、省エネ・脱炭素化に向けた積極的な設備投資が見込まれております。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画（2021年度～2023年度）に基づき、最重点課題である「基盤事業の強靱化と新事業領域の更なる拡大による企業価値の向上」を具現化すべく、グリーンエネルギー事業を新たな柱としたビジネスモデルの多様化を図り、グループ一丸となって、企業価値向上に努めてまいりました。

具体的には、火力・原子力・水力発電所の建設・点検・保守、福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務や福島復興関連業務、原子力発電所の安全対策工事を着実に遂行するとともに、コージェネレーション分野や太陽光・水力・バイオマスといったグリーンエネルギー分野において、EPC（設計・調達・建設）からO&M（運転・保守）まで一貫したワンストップサービスをご提案するなど全国各地で受注活動を精力的に展開し、中・長期的な売上の拡大と利益の創出に鋭意取り組んでまいりました。

さらに、グリーンエネルギー事業においては、従来の請負型事業に加えて、自らが事業主体となり脱炭素社会の実現を含めた地域・社会課題の発掘・解決に貢献するための投資型事業や当社ノウハウを活用した提案型ビジネスを推進・展開してまいりました。

当社グループの受注高は、太陽光、大型プラント及びバイオマス発電所の建設工事の増加があったものの、前期はバイオマス発電所の長期運転保守受託や福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務の受注が多かったことにより、727億8百万円（前期比37.9%減）となりました。一方、売上高は、火力発電所の保守工事や福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務、水力発電所のリニューアル工事及び送配電設備工事の進捗に加えて、当社グループ自前のバイオマス発電所の運転開始による発電事業の売電収入もあったことから、790億55百万円（前期比8.9%増）を計上し、過去最高額を更新することとなりました。

また、次期繰越高は、1,219億76百万円（前期比4.9%減）となりました。

利益面につきましては、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機固定式消火設備配管溶接部の溶接不良に伴う再施工費用の計上と、資源価格の高騰や為替変動の影響によるバイオマス

燃料の仕入価格の上昇がありましたが、売上高の増加により、営業利益は34億58百万円（前期比9.5%増）となりました。経常利益は為替変動リスクに対応するための為替予約等によるデリバティブ評価損を計上したことから、27億70百万円（前期比15.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、当該溶接不良に伴う再施工費用の負担について、一部の協力会社と合意を得たことによる特別利益を計上したことから、21億20百万円（前期比72.8%増）となりました。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分	前期繰越高	受 注 高	売 上 高	次期繰越高
設 備 工 事 業	128,007	70,201	76,740	121,468
そ の 他 の 事 業	315	2,762	2,570	507
差 異 調 整 額	—	△255	△255	—
合 計	128,323	72,708	79,055	121,976

(注) 区分に対応した部門等の名称は次のとおりであります。

設 備 工 事 業：グリーンエネルギー事業部門、エネルギー・産業部門、電力部門、原子力部門、海外事業部、溶接・検査センター

その他の事業：発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業、卸売業

(2) 設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は39億33百万円であります。このうち主なものは、2022年10月に営業運転を開始した鳥取県境港市における境港バイオマス発電所の建設等であります。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に、境港バイオマス発電所に係る所要資金として、金融機関より30億円の調達を行いました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとする不安定な国際情勢による資源価格の高騰や為替変動の影響を受け、エネルギーインフラ事業に携わる当社グループにとっては引き続き厳しい経営環境が継続するものと予想されます。

一方で、カーボンニュートラル社会実現のため、「GX実現に向けた基本方針」が2023年2月に閣議決定され、省エネの推進、再エネの主力電源化、原子力の活用などの具体的な道筋が示されたことは、当社グループにとってビジネス領域を拡大する好機であると考えております。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画（2021年度～2023年度）の最終年度である2023年度において、最重点課題として掲げている「基盤事業の強靱化と新事業領域の更なる拡大による企業価値の向上」を果たすため、数値目標達成に向けて取り組んでまいります。

火力発電分野につきましては、脱炭素の流れから漸減傾向にありましたが、電力需給ひっ迫への対応として当面は活用が見込まれていること、長期脱炭素電源オークションの導入により既設火力の改造工事やLNG火力の新設工事が計画されていることなどから、これまでに蓄積した技術力を発揮し、電力の安定供給を支えてまいります。

原子力発電分野につきましては、政府が既存発電所の再稼働や新增設、リプレース、運転期間の延長など、原子力の利活用を進めていく方針を示したことから、当社としても国のエネルギー政策に貢献できるよう最大限に取り組んでまいります。すでに公表しております柏崎刈羽原子力発電所6、7号機固定式消火設備配管溶接部の溶接不良への対応として、7号機は再施工を完了しており、6号機につきましても再発防止対策を徹底したうえで再施工を確実に行ってまいります。

また、福島第一原子力発電所の廃炉・安定化作業に関しましても、引き続き積極的に取り組み、今後も困難な作業へ全力で関わり続けることで福島復興へ向けた取り組みを継続してまいります。

グリーンエネルギー分野につきましては、国内各所のバイオマス発電所建設工事をはじめ、O&M（運転・保守）業務やL T S A（長期保守契約）業務の受託により、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するとともに、発電所の安全・安定運転を通して地域に貢献してまいります。

さらに、鳥取県営水力発電所再整備事業等の水力発電事業の他、各地域における地産エネルギー活用の推進に加えて、P P A（電力販売契約）やC C U S（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）等に関わる新しいビジネスの創出にも引き続き取り組んでまいります。

当社の子会社である合同会社境港エネルギーパワーが鳥取県境港市において建設を進めておりました木質バイオマス発電所につきましては、2022年10月に営業運転を開始いたしました。引き続き、地元の皆さまのご理解とご支援をいただきながら、環境負荷低減に

向けた発電所運営を行うとともに、地域経済の発展に貢献してまいります。

海外事業分野につきましては、タイ王国内にあるTokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.の工場において、日本国内メーカーや東南アジアをはじめとする近隣諸国のお客さまからの様々なニーズに応じた製品を供給できる体制構築により、受注が拡大しつつあります。創立3年目を迎え、発電設備から一般産業分野への拡大やEPC(設計・調達・建設)への展開も視野に入れた営業展開を進めてまいります。

また、以上のような事業領域拡大や新規事業開発が進む中においては、お客さまへ最適な品質を提供するための体制を再構築する必要があることから、2023年4月に安全環境・品質管理部から品質保証部が独立した組織となりました。今後、品質保証体制を強化し、各層への教育を行い、原子力発電分野における施工不良への再発防止対策を含めた不適合発生の予防に全力で取り組んでまいります。

今後とも「暮らしのより確かな基盤をつくる」という理念のもと、「工事の安全」と「品質の確保」を最優先に社会インフラ構築事業を強固なものにしていくとともに、これら事業を通じて環境負荷の低減、カーボンニュートラル社会の実現へ貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 73 期 (2019年度)	第 74 期 (2020年度)	第 75 期 (2021年度)	第76期(当期) (2022年度)
受 注 高	64,012	80,162	117,055	72,708
売 上 高	66,520	59,514	72,578	79,055
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,376	2,747	1,226	2,120
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	69円94銭	80円50銭	35円85銭	61円91銭
総 資 産	85,401	89,616	102,982	108,513

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 73 期 (2019年度)	第 74 期 (2020年度)	第 75 期 (2021年度)	第76期(当期) (2022年度)
受 注 高	72,319	80,624	115,762	70,649
売 上 高	65,221	61,315	77,509	79,692
当期純利益	2,401	2,806	1,284	2,786
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	70円66銭	82円23銭	37円52銭	81円36銭
総 資 産	82,248	87,109	100,253	105,292

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東工企業株式会社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理並びに電線類の売買
株式会社バイコム	50百万円	100.0%	機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買
株式会社テクノ東京	30百万円	100.0%	発電設備の工事の請負
株式会社東輝	10百万円	100.0%	損害保険代理業
Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.	490,000千タイバツ	73.9%	発電機械設備の製造及び販売
Admiration Co., Ltd.	2,000千タイバツ	48.9%	発電機械設備の売買
合同会社境港エネルギーパワー	0百万円	100.0%	バイオマス発電事業
合同会社熊本エネルギーパワー	1百万円	45.0%	バイオガス発電事業
合同会社北アルプスエネルギーパワー	0百万円	100.0%	再生可能エネルギー発電事業

(注) 1. 出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. Tokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.への当社の直接保有割合は49.0%、間接保有割合は24.9%であります。

③ その他

東京電力ホールディングス株式会社は当社の株式を9,064千株（出資比率24.33%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工をはじめ、発電機械設備の製造及び販売、太陽光・バイオマス発電による電力の販売、燃料の販売、不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル、保険代理業等の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区	福島総合支社	福島県双葉郡
京 浜 営 業 所	神奈川県横浜市	新 潟 支 社	新潟県柏崎市
千 葉 営 業 所	千葉県市原市	青 森 支 社	青森県上北郡
茨 城 営 業 所	茨城県ひたちなか市	溶接・検査センター	千葉県千葉市

② 子会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
東工企業株式会社	東京都中央区	Admiration Co., Ltd.	タイ王国バンコク市
株式会社バイコム	東京都江東区	合同会社境港エネルギーパワー	鳥取県境港市
株式会社テクノ東京	東京都江東区	合同会社熊本エネルギーパワー	熊本県熊本市
株式会社東輝	東京都中央区	合同会社北アルプスエネルギーパワー	長野県北安曇郡
Tokyo Enesys(Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンパコン市		

(8) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,558名	60名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,313名	83名減	46.4歳	20.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者29名を含み、他社への出向者59名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	3,977百万円
株式会社みずほ銀行	3,121百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,706百万円
株式会社鳥取銀行	286百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,589,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,261,752株
- (3) 株 主 数 6,264名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東京電力ホールディングス株式会社	9,064	26.46
光 通 信 株 式 会 社	2,560	7.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,541	7.42
東京エネシス社員持株会	1,463	4.27
株式会社 U H P a r t n e r s 2	1,233	3.60
株式会社 エ ス ア イ エ ル	824	2.41
太平電業株式会社	822	2.40
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	668	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	619	1.81
新 日 本 空 調 株 式 会 社	600	1.75

- (注) 1. 当社は、自己株式3,009千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率の計算は、自己株式を控除しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	6,700株	3名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	眞 島 俊 昭	社長執行役員
取 締 役	堀 川 総 一 郎	常務執行役員 エネルギー・産業本部長
取 締 役	海 野 伸 介	常務執行役員
取 締 役	田 中 等	弁護士 (丸の内南法律事務所) 株式会社SUMCO社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	杉 町 真	アイペット損害保険株式会社取締役 (監査等委員) アイペットホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	西 山 茂	早稲田大学大学院 (ビジネススクール) 教授 株式会社マクロミル社外取締役 (監査委員、報酬委員) 丸紅株式会社社外監査役 日本ハム株式会社社外監査役
取 締 役	長 谷 川 園 恵	公認会計士・税理士 (はせがわ公認会計士・税理士事務所) ユニプレス株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (常勤監査等委員)	椎 名 真 司	
取 締 役 (常勤監査等委員)	稲 垣 宜 昭	
取 締 役 (監査等委員)	二 宮 照 興	弁護士 (丸市総合法律事務所)
取 締 役 (監査等委員)	森 秀 文	税理士 (森秀文税理士事務所) 中野冷機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 田中等氏、杉町真氏、西山茂氏及び長谷川園恵氏並びに取締役 (監査等委員) 稲垣宜昭氏、二宮照興氏及び森秀文氏は、社外取締役であります。
2. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、役付執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害には填補しないこととしております。
4. 取締役（監査等委員） 椎名真司氏、二宮照興氏及び森秀文氏は、以下のとおり、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・椎名真司氏は、当社において総務部長等を歴任し、企業法務に関する業務に携わった経験があります。
 - ・二宮照興氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・森秀文氏は、税理士の資格を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、椎名真司氏及び稲垣宜昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役 田中等氏、杉町真氏、西山茂氏及び長谷川園恵氏並びに取締役（監査等委員） 稲垣宜昭氏、二宮照興氏及び森秀文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2022年6月29日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、取締役 熊谷努氏、鈴木康司氏、小川泰規氏及び五十嵐信二氏が任期満了により退任いたしました。
8. 2022年6月29日開催の第75期定時株主総会において、新たに長谷川園恵氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、同年6月29日付で、改訂しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、人事・報酬等諮問委員会からの答申の内容を尊重し決定されていることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、企業業績と企業価値の向上に対する動機づけに配慮し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しております。ただし、社外取締役の報酬等は、その職務の独立性の観点から基本報酬のみとしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行者から独立して職務を全うするために基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、職責に応じて、当社の業績、他社及び従業員給与の水準等を考慮のうえ総合的に勘案して決定しております。
- (c) 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるため業績連動とし、本業の収益状況をはかる営業利益及び将来の売上につながる受注高を指標として採用しております。そして、当該年度の営業利益及び受注高の指標に対する達成状況と個々の取締役の経営への貢献度に応じた金額を業績連動報酬等として毎年一定時期に支給しております。
- (d) 非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、株価と各取締役の役位、職責等を勘案のうえ、付与株式数、割当時期については、定時株主総会終了後の取締役会において決定いたします。譲渡制限の期間は、当社グループを退職した直後の時点までとしております。
- (e) 取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針
取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークした報酬水準を踏まえ、人事・報酬等諮問委員会において検討を行っております。取締役会は、人事・報酬等諮問委員会の答申で示された範囲内で決定しております。なお、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の比率は概ね7：2：1としておりますが、今後はインセンティブを高めるため、更に業績連動報酬等の比率を高めてまいります。
- (f) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等については、取締役会がその具体的内容について、代表取締役社長へ委任するものとし、その内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を各取締役の担当事業の業績や経営への貢献度等を評価し配分することとしております。代表取締役社長は、人事・報酬等諮問委員会に内容を諮問し答申を得て、当該答申の内容を十分に尊重し決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	1億70百万円 （36百万円）	1億41百万円 （36百万円）	20百万円 （－）	8百万円 （－）	11名 （4名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	66百万円 （41百万円）	66百万円 （41百万円）	－ （－）	－ （－）	4名 （3名）
合計 （うち社外役員）	2億37百万円 （77百万円）	2億8百万円 （77百万円）	20百万円 （－）	8百万円 （－）	15名 （7名）

- (注) 1. 取締役の人数及び報酬等の額には、2022年6月29日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役4名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等については、収益状況をはかる営業利益、将来の売上につながる受注高を指標として採用しており、過去の経営成績を勘案して算出した目標を定め、その支給額は当事業年度の営業利益、受注高等の達成状況に応じた金額としております。
3. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）については、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、非金銭報酬等の額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）でありました。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は、7名でありました。
5. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名でありました。
6. 取締役会は、代表取締役社長眞島俊昭に対し、取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に人事・報酬等諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田中等	弁護士（丸の内南法律事務所）、株式会社SUMCO社外取締役（監査等委員）	<p>当期開催の取締役会14回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	杉町真	アイペット損害保険株式会社取締役（監査等委員）、アイペットホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）	<p>当期開催の取締役会14回すべてに出席し、損害保険会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	西山茂	早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授、株式会社マクロミル社外取締役（監査委員、報酬委員）、丸紅株式会社社外監査役、日本ハム株式会社社外監査役	<p>当期開催の取締役会14回すべてに出席し、会計や財務に関する専門知識と経験及び知見、また、様々な企業での社外役員等としての豊富な経験に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	長谷川園恵	公認会計士・税理士（はせがわ公認会計士・税理士事務所）、ユニプレス株式会社社外取締役（監査等委員）	<p>就任後開催の取締役会11回すべてに出席し、公認会計士としての会計や財務に関する専門知識と経験及び知見に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、当社の女性活躍推進に向けた取り組みの一環として、自身のキャリアや知見を活かし、女性・若手社員向けの講演や対話を行うなど、多様性の確保に向けた人材育成に貢献しております。</p>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役 (監査等委員)	稲垣宜昭	—	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、これまでの社外での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、当期開催の監査等委員会13回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	二宮照興	弁護士（丸市綜合法律事務所）	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、当期開催の監査等委員会13回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	森 秀文	税理士（森秀文税理士事務所）、中野冷機株式会社社外監査役	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、税理士として税務、財務及び会計に関する専門的な知見等に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、当期開催の監査等委員会13回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。

(注) 重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	報酬等の額
①当期に係る会計監査人としての報酬等	47百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在するTokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.及びAdmiration Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また、リスク管理及び企業倫理等、事業運営上の重要課題を審議するため、業務全般を統括管理する事業運営会議等を設置し、適切に運営することで、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備する。
- ② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に管理する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業運営会議及びリスク管理委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - ④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
 - ⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
 - ⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
 - ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。
- (5) 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。
 - ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については事業運営会議で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
 - ③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
 - ④ 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

- (6) 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
 - ② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
 - ③ 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
監査等委員会の職務を補助する従業員を配置する。ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査等委員会と協議する。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助する任に兼務で選任された従業員は、監査等委員会の指揮命令に優先的に服するものとする。
- (9) 監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会の求める事項について、必要な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
 - ③ 監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。
 - ② 会計監査人及び内部監査組織が、監査等委員会と連携を図るための環境を整える等、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ③ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性に対する取り組み状況

当社グループは、東京エネシスグループ企業行動憲章の下、コンプライアンス経営を行っております。

適切な経営判断をするため、法令、定款、取締役会規程に従い、当期は、取締役会を14回開催しております。取締役会では、経営方針、経営計画、契約等の重要な職務執行の決定、四半期毎の職務執行報告等により、取締役の監督を行っております。事業領域の更なる拡大にあたっては、検討・準備段階から進捗状況の報告を求め、経営目標の達成並びにリスク低減を図っております。

取締役会の決定に基づく職務執行について、社内規程において、責任、権限、遵守すべき法令等を明確にし、取締役及び従業員が適正かつ効率的に執行しております。

取締役会等重要会議体の議事録、その他職務執行に係る情報について、法令、文書管理規程等に従い、適切に管理しております。

(2) リスク管理に対する取り組み状況

事業運営上の重要課題の協議と情報共有及びリスク管理を中心とした業務全般の統括管理を目的として、事業運営会議を設置しており、当期は46回開催しております。当会議には、企業倫理相談窓口への相談事案及び調査結果も報告される仕組みとなっており、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するように取り組んでおります。

また、リスク管理規程に従い、当期は、リスク管理委員会を2回開催し、経営として管理すべき重大リスクとその対応策について協議しております。

新型コロナウイルス感染症の対応については、対策会議を3回開催して、その都度対処方針を審議・決定し対策の徹底を図ることで感染拡大防止に努めております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性・効率性に対する取り組み状況

当社グループとしての業務の適正性・効率性確保、グループ内部統制的確な実施を目的としたグループ会社管理規程に従い、当社とグループ会社の事業運営上の重要事項について事前協議を実施するとともに、グループ会社から業務執行状況、リスク管理等について、報告を受けております。

当社内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を常務会及び取締役会並びに監査等委員会に報告しております。取締役は監査報告を踏まえ、所要の改善を実施し、業務の適正を確保しております。

当社グループの企業倫理に対する取り組みとして、経営幹部から新入社員に至る各階層及び各事業所における教育活動を実施し、定着化と徹底を図っております。また、当社グループ及び取引先企業も利用できる内部通報制度として、企業倫理相談窓口を運用しております。この制度において、相談者に不利益が生じることのないよう、プライバシーを厳重に保護しております。

(4) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み状況

監査等委員会の職務補助として、取締役からの独立性を確保し、監査等委員会の指揮命令に優先的に服する兼務従業員を配置しております。取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じ、重要な職務執行記録の提供等必要な報告を行っております。また、企業倫理相談窓口に寄せられた相談については、全て監査等委員会へ報告しております。

監査等委員は、取締役会等の会議体に参加し、必要に応じ意見を述べております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に意見交換を行っております。また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を行う等連携して、監査を行っております。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社グループは、東京エネシスグループ企業行動憲章を遵守するよう徹底し、外部専門機関からの情報入手、被害防止対策の実施や取引先に対する契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記すること等により、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨んでおります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,740	流動負債	28,139
現金預金	13,255	支払手形・工事未払金等	8,859
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	37,554	短期借入金	2,368
未成工事支出金	1,677	未払法人税等	1,093
材料貯蔵品	1,824	契約負債	6,070
その他	7,428	完成工事補償引当金	190
固定資産	46,773	災害損失引当金	1
有形固定資産	(28,841)	工事損失引当金	2,260
建物・構築物	11,098	損害補償損失引当金	1,043
機械・運搬具	8,677	その他	6,250
工具器具・備品	625	固定負債	14,435
土地	8,348	長期借入金	6,821
リース資産	4	繰延税金負債	8
建設仮勘定	87	退職給付に係る負債	5,930
無形固定資産	(2,956)	資産除去債務	847
のれん	233	その他	826
顧客関連資産	1,964	負債合計	42,574
その他	758	(純資産の部)	
投資その他の資産	(14,975)	株主資本	63,955
投資有価証券	11,078	資本金	2,881
長期貸付金	1,000	資本剰余金	3,978
繰延税金資産	2,643	利益剰余金	59,025
その他	270	自己株式	△1,929
貸倒引当金	△17	その他の包括利益累計額	2,303
資産合計	108,513	その他有価証券評価差額金	2,379
		為替換算調整勘定	△75
		非支配株主持分	△320
		純資産合計	65,938
		負債・純資産合計	108,513

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		79,055
売上原価		69,759
売上総利益		9,296
販売費及び一般管理費		5,837
営業利益		3,458
営業外収益		
受取利息及び配当金	183	
その他の	27	210
営業外費用		
支払利息	142	
デリバティブ評価損	706	
その他の	50	898
経常利益		2,770
特別利益		
投資有価証券売却益	98	
損害補償損失引当金戻入額	579	
その他の	0	677
特別損失		
固定資産除却損	29	
関係会社株式評価損	6	36
税金等調整前当期純利益		3,412
法人税、住民税及び事業税	1,688	
法人税等調整額	△254	1,434
当期純利益		1,977
非支配株主に帰属する当期純損失		143
親会社株主に帰属する当期純利益		2,120

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,881	3,972	58,103	△1,941	63,016
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,198		△1,198
親会社株主に帰属する当期純利益			2,120		2,120
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		6		11	17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	6	921	11	939
当 期 末 残 高	2,881	3,978	59,025	△1,929	63,955

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,804	△190	1,614	△158	64,472
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,198
親会社株主に帰属する当期純利益					2,120
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	575	114	689	△162	527
連結会計年度中の変動額合計	575	114	689	△162	1,466
当 期 末 残 高	2,379	△75	2,303	△320	65,938

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社（9社）は、すべて連結しております。

子会社名は、東工企業(株)、(株)バイコム、(株)テクノ東京、(株)東輝、Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.、Admiration Co.,Ltd.、合同会社境港エネルギーパワー、合同会社熊本エネルギーパワー、合同会社北アルプスエネルギーパワーであります。

なお、当連結会計年度において、「合同会社北アルプスエネルギーパワー」に出資し、子会社としたため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（SCI Enesys Co.,Ltd.、PT. HASHIMOTO GEMILANG INDONESIA、合同会社津こもれび発電所）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.	12月31日
Admiration Co.,Ltd.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、上記決算日の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日である3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設備工事業

主に電力関連設備や一般電気設備工事等の設計および施工を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施工進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

② その他の事業

その他の事業には、発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業及び卸売業が含まれており、すべて契約した履行義務の充足により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間で均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に全額一括費用処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「材料貯蔵品」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「材料貯蔵品」は992百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「支払手数料」(当連結会計年度は6百万円)は、表示の明瞭性の観点から当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」及び「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は27百万円、「関係会社株式評価損」は63百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

(工事契約における一定の期間にわたる収益認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 完成工事高 48,558百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

設備工事業の一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の見積りに用いた仮定は工事原価総額であり、工事原価総額は実行予算によって見積っております。実行予算は、入手可能な情報に基づいた施工条件や資機材価格等を仮定し、作業効率等を勘案して工種毎に詳細に積み上げて作成しますが、工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくくなります。このため、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断により見積られるため、不確実性を伴うものとなります。

原価総額の見積りの結果、将来の損失の発生が見込まれ、損失金額を合理的に見積ることができる場合には、損失見込額を工事損失引当金として計上することとしております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事着手後は実際の発生原価と対比して、適時・適切に実行予算の見直しを行っていますが、設備工事における人的・物的事故の内的要因や、市況の変動、自然災害及び感染症拡大等の外的要因により、仮定要素は将来変動する可能性があります。工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴うことから、見積りに乖離が生じた場合には完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産
 - 株式（投資有価証券） 2百万円
 - なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供しているものであります。
2. 有形固定資産減価償却累計額 15,719百万円
3. 保証債務
 - 金融機関からの借入金に対する保証債務
 - 合同会社網走バイオマス第2発電所 396百万円
 - 合同会社網走バイオマス第3発電所 376百万円
 - 合計 772百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の総数 普通株式 37,261,752株
2. 剰余金の配当
 - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	513百万円	15.00円	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	685百万円	20.00円	2022年9月30日	2022年12月2日

(注) 2022年10月31日取締役会決議による1株当たり配当額には、記念配当5.00円を含んでおりません。

- (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2023年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議することとしております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	685百万円	20.00円	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当5.00円を含んでおります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。また、投機目的の取引は行わない方針であります。

資金調達については、運転資金及び設備資金の一部を金融機関より借入れております。

営業債権である、受取手形、完成工事未収入金及び契約資産に係る一部の信用リスクについては、取引先の信用状況を継続的に把握して与信管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引については、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行いません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（組合出資金を含む）（連結貸借対照表計上額5,606百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金預金」、「支払手形・工事未払金等」、「短期借入金」は、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	37,554	37,550	△4
(2)投資有価証券			
その他有価証券	5,472	5,472	－
(3)長期貸付金	1,000	1,000	－
資産 計	44,027	44,022	△4
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	7,690	7,641	△48
負債 計	7,690	7,641	△48
デリバティブ取引（※）	(791)	(791)	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	5,472	－	－	5,472
資産計	5,472	－	－	5,472
デリバティブ取引	－	(791)	－	(791)
負債計	－	(791)	－	(791)

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	－	37,550	－	37,550
長期貸付金	－	1,000	－	1,000
資産計	－	38,550	－	38,550
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	7,641	－	7,641
負債計	－	7,641	－	7,641

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 受取手形、完成工事未収入金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間を加味した利率により、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

その他有価証券は、活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しているため、レベル1の時価に分類しております。

(3) 長期貸付金

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、市場金利及び貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な部門別及び財又はサービスの移転時期に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	報告セグメント	その他(注)1	合計
	設備工事業		
部門別			
グリーンエネルギー事業部門	2,840	—	2,840
エネルギー・産業部門	15,106	—	15,106
電力部門	38,478	—	38,478
原子力部門	20,248	—	20,248
その他	65	2,314	2,380
顧客との契約から生じる収益	76,740	2,314	79,055
外部顧客への売上高	76,740	2,314	79,055
財又はサービスの移転時期			
一時点	15,253	2,314	17,568
一定の期間	61,487	—	61,487
顧客との契約から生じる収益	76,740	2,314	79,055
外部顧客への売上高	76,740	2,314	79,055

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業及び卸売業を含んでおります。

2. 顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね7ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1) 設備工事業

主に電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施工進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

(2) その他事業

その他の事業には、発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業及び卸売業が含まれており、すべて契約した履行義務の充足により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	17,861	12,277
契約資産	22,259	25,277
契約負債	4,589	6,070

契約資産は、設備工事業による工事契約において、履行義務の充足により一定の期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主に工事契約における顧客からの未成工事受入金及び前受金であります。契約負債は、主に工事の進捗に伴い売上債権及び契約資産と相殺されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

設備工事業の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	当連結会計年度
1年以内	62,231
1年超2年以内	15,497
2年超3年以内	4,965
3年超	39,282
合計	121,976

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,934円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 61円91銭 |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,772	流動負債	27,030
現金預金	10,004	工事未払金	8,289
受取手形	190	短期借入金	2,368
完成工事未収入金及び契約資産	36,761	未払費用	2,127
未成工事支出金	1,072	未払法人税等	964
材料貯蔵品	1,686	契約負債	6,005
前渡金	1,452	完成工事補償引当金	190
その他	6,604	災害損失引当金	1
固定資産	47,520	工事損失引当金	1,995
有形固定資産	(12,491)	損害補償損失引当金	1,043
建物・構築物	4,722	その他	4,043
機械・運搬具	444	固定負債	14,035
工具器具・備品	153	長期借入金	6,821
土地	6,872	退職給付引当金	5,789
リース資産	296	その他	1,424
建設仮勘定	2	負債合計	41,066
無形固定資産	(2,253)	(純資産の部)	
ソフトウェア	25	株主資本	61,847
のれん	233	資本金	2,881
顧客関連資産	1,964	資本剰余金	3,978
その他	29	資本準備金	3,723
投資その他の資産	(32,775)	その他資本剰余金	255
投資有価証券	11,238	利益剰余金	56,917
関係会社株式	1,054	利益準備金	720
長期貸付金	17,827	その他利益剰余金	56,196
繰延税金資産	2,442	配当準備積立金	1,000
その他	229	固定資産圧縮積立金	415
貸倒引当金	△17	別途積立金	29,000
資産合計	105,292	繰越利益剰余金	25,781
		自己株式	△1,929
		評価・換算差額等	2,379
		その他有価証券評価差額金	2,379
		純資産合計	64,226
		負債・純資産合計	105,292

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		79,692
売上原価		70,722
売上総利益		8,970
完成工事総利益		8,970
販売費及び一般管理費		4,948
営業利益		4,022
営業外収益		
受取利息及び配当金	293	
その他の	20	314
営業外費用		
支払利息	142	
デリバティブ評価損	706	
その他の	51	900
経常利益		3,437
特別利益		
投資有価証券売却益	98	
損害補償損失引当金戻入額	579	
その他の	0	677
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	12	
関係会社株式評価損	6	35
税引前当期純利益		4,078
法人税、住民税及び事業税	1,479	
法人税等調整額	△186	1,292
当期純利益		2,786

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					配 当 準 備 金 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金
当 期 首 残 高	2,881	3,723	248	720	1,000	418	8
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	
特別償却準備金の取崩							△8
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			6				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	6	-	-	△2	△8
当 期 末 残 高	2,881	3,723	255	720	1,000	415	-

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	29,000	24,182	△1,941	60,241	1,804	62,045
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		2		-		-
特別償却準備金の取崩		8		-		-
剰余金の配当		△1,198		△1,198		△1,198
当期純利益		2,786		2,786		2,786
自己株式の取得			△0	△0		△0
自己株式の処分			11	17		17
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					575	575
事業年度中の変動額合計	-	1,599	11	1,605	575	2,180
当 期 末 残 高	29,000	25,781	△1,929	61,847	2,379	64,226

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの……………（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物……………8～47年

機械・運搬具……………4～17年

工具器具・備品……………2～15年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）……………なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については、その効果の発現する期間（3年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
災害損失引当金	災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
損害補償損失引当金	将来発生する可能性のある損害補償損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異については、発生した事業年度に全額一括費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①設備工事業

主に電力関連設備や一般電気設備工事等の設計および施工を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施工進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

②その他の事業

その他の事業には、発電事業、不動産事業が含まれており、すべて契約した履行義務の充足により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間で均等償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「材料貯蔵品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「材料貯蔵品」は932百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「支払手数料」(当事業年度は6百万円)は、表示の明瞭性の観点から、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」及び「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「固定資産除却損」は31百万円、「関係会社株式評価損」は63百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

(工事契約における一定の期間にわたる収益認識)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 完成工事高 50,785百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表 会計上の見積りに関する注記(工事契約における一定の期間にわたる収益認識)に注記
しておりますので、記載を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産
- | | |
|------------|------|
| 株式(投資有価証券) | 2百万円 |
|------------|------|
- なお、上記の株式(投資有価証券)については、他社の借入金の担保に供しているものではありません。
2. 有形固定資産減価償却累計額 13,474百万円
3. 保証債務
- | | |
|--------------------|--------|
| 金融機関からの借入金に対する保証債務 | |
| 合同会社網走バイオマス第2発電所 | 396百万円 |
| 合同会社網走バイオマス第3発電所 | 376百万円 |
| 合計 | 772百万円 |
4. 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 15,528百万円 |
| 長期金銭債権 | 17,845百万円 |
| 短期金銭債務 | 847百万円 |
| 長期金銭債務 | 221百万円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
売上高	16,146百万円
仕入高	5,849百万円
その他営業取引高	32百万円
営業取引以外の取引高	148百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	3,009,235株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	1,771百万円
工事損失引当金	610百万円
資産調整勘定	580百万円
賞与未払金	542百万円
損害補償損失引当金	319百万円
その他	644百万円
繰延税金資産小計	4,468百万円
評価性引当額	△285百万円
繰延税金資産合計	4,182百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△859百万円
顧客関連資産	△601百万円
その他	△278百万円
繰延税金負債合計	△1,739百万円
繰延税金資産の純額	2,442百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位 百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	東京電力 ホール ディングス(株)	被所有 直接26.5%	電力関連設備 工事の請負等	電力関連設備 工事の施工等	12,504	完成工事未収入金 及び契約資産	13,596
						契約負債	531

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	東工企業(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	140	その他の流動資産 (短期貸付金)	91
						長期貸付金	1,368
子会社	(同)境港エネルギー ジーパワー	所有 直接100%	電力関連設備 工事の請負 資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	13,100	その他の流動資産 (短期貸付金)	1,099
						長期貸付金	12,638
子会社	Admiration Co., Ltd.	所有 直接48.9%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	3,446	その他の流動資産 (短期貸付金)	636
						長期貸付金	2,809

(注) 1. 貸付に係る金利につきましては、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
2. (同)境港エネルギージーパワーからの電力関連設備工事の請負で発生した売上債権は、長期貸付金へ振替えております。

3. その他の関係会社の子会社等

(単位 百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	東京電力 パワーグリッド(株)	—	電力関連設備 工事の請負等	電力関連設備 工事の施工等	3,477	完成工事未収入金 及び契約資産	1,525
						契約負債	40

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,875円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円36銭 |

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寶 野 裕 昭
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 克 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寶 野 裕 昭
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 克 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、当期の監査計画等に従い、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社東京エネシス 監査等委員会

常勤監査等委員	椎	名	真	司	Ⓔ
常勤監査等委員 (社外取締役)	稲	垣	宜	昭	Ⓔ
監査等委員 (社外取締役)	二	宮	照	興	Ⓔ
監査等委員 (社外取締役)	森		秀	文	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
電 話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場の際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。